

全国健康保険協会における都道府県単位保険料率の設定について



平成21年2月5日
厚生労働省保険局

1. 都道府県別保険料率について

1 都道府県単位とした考え方

- 従来、国民健康保険は市町村単位で保険料の水準に格差がある（最大4.71倍）一方で、政管健保は保険料率が全国一律で地域ごとの医療費を反映していないという問題が指摘されていた。
 - 他方、医療保険と表裏一体である医療提供体制の整備は、都道府県が医療計画を踏まえ実施。さらに、密接に関係する介護や健康づくりについても、都道府県が介護保険事業支援計画、健康増進計画を策定し推進。
 - これらのことを踏まえ、平成18年度医療保険制度改革においては、国保、長寿医療、政管等に関し、都道府県単位の運営を基本とした改革を行ったところ（政管に関しては、当事者である労使ともに賛成している）。
-
- ※ 国民健康保険については、「保険財政共同安定化事業」を平成18年10月から実施。一件30万円以上の医療費について、都道府県内の市町村国保で拠出して対応（国保医療費の約4割が対象）。
 - ※ 長寿医療については、平成20年4月から都道府県に広域連合を設立して運営。
 - ※ 地域での取組については、都道府県ごとに保険者協議会を設けて推進しているところ。

2 協会けんぽ（旧政管健保）の都道府県別料率の考え方

- 協会けんぽに移行した後も、財政状況は厳しく、将来の保険料率の引上げは避けられない状況。
- このような状況に備えて、平成18年の健康保険法の一部改正により、次の措置を講ずることが既に法定化されている。
 - ① 都道府県ごとに全国健康保険協会の支部（支部長は民間出身）及び評議会を設置し、保険料を負担する被保険者等の意見を反映した自主自律の運営を確保する。
 - ② 中高年齢者が多い場合や所得の高低を調整した上で、地域の医療費を反映した都道府県別の保険料率を設定し、公平な負担を確保。
 - ⇒ 地域の実情を踏まえた保健事業、地域の医療政策への働きかけ等の促進が図られる。
- 上記②の都道府県単位保険料率への円滑な移行のため、激変緩和措置の具体的な内容をどうするか、ということが、現在の検討課題。

(参考) 都道府県別料率設定の具体的な枠組み及びスケジュール

- ① 健康保険法において、本年 9 月までに、都道府県支部を単位として、各支部の療養給付額を基礎に、
（ア）年齢構成や（イ）所得水準の違いを調整するなどして、都道府県別料率を設定していくことが規定されている。
- ② 協会は、遅くとも本年 3 月までには、支部ごとの保険料について厚生労働大臣の認可を受けることが必要。
- ③ 法律の附則において協会発足後 5 年間（～25 年 9 月）は、激変緩和措置を講ずることができることとなっている。

2. 全国健康保険協会の全体収支の見込み

① 全体的傾向

医療費が増加する中で、保険料収入の基礎となる報酬はあまり増加せず、協会の財政状況は厳しく、積立金が減少してきている。

② 平成21年度の収支

平成21年度は概算要求段階での収支見込みよりも医療費等の伸びが低く、積立金の取崩しを行えば、全国平均ベースの保険料率を現行と同じ82%に据え置いたとしても、来年度の支出がまかなえる見込み。

(単位：億円)

		平成19年度 決算ベース	平成20年度 (見直し)	平成21年度 (政府原案ベース)
収 入	保 険 料 収 入	62,677	62,700	63,400
	国 庫 補 助 等	8,201	9,100	9,700
	そ の 他	174	200	400
	計	71,052	72,100	73,500
支 出	保 険 給 付 費	42,683	43,100	44,500
	老 人 保 健 拠 出 金	17,712	2,000	0
	前 期 高 齢 者 納 付 金	—	9,400	11,000
	後 期 高 齢 者 支 援 金	—	13,100	15,000
	退 職 者 給 付 拠 出 金	11,028	4,500	3,100
	そ の 他	1,020	1,400	1,500
	計	72,442	73,500	75,000
単 年 度 収 支 差		▲ 1,390	▲ 1,400	▲ 1,500
積 立 金 残 高		3,690	2,300	800

3.年齢調整・所得調整前後の都道府県単位保険料率

	年齢調整・所得調整前の保険料率(%)	年齢調整	所得調整	年齢調整・所得調整後の保険料率(%) (激変緩和前)		年齢調整・所得調整前の保険料率(%)	年齢調整	所得調整	年齢調整・所得調整後の保険料率(%) (激変緩和前)
全国計	8.20			8.20	三重	7.98	▲ 0.01	0.08	8.05
北海道	9.38	▲ 0.12	▲ 0.50	8.75	滋賀	7.97	0.03	0.04	8.04
青森	9.39	0.03	▲ 1.12	8.29	京都	7.97	0.01	0.12	8.10
岩手	9.17	▲ 0.15	▲ 0.97	8.03	大阪	8.10	0.04	0.20	8.35
宮城	8.66	▲ 0.01	▲ 0.51	8.14	兵庫	8.16	0.04	0.04	8.24
秋田	9.48	▲ 0.28	▲ 0.88	8.31	奈良	8.73	▲ 0.08	▲ 0.34	8.31
山形	8.63	▲ 0.06	▲ 0.61	7.95	和歌山	8.78	0.10	▲ 0.54	8.34
福島	8.75	0.01	▲ 0.59	8.16	鳥取	8.95	▲ 0.05	▲ 0.69	8.21
茨城	7.82	0.07	0.07	7.96	島根	8.89	▲ 0.10	▲ 0.53	8.25
栃木	7.96	0.04	0.03	8.03	岡山	8.51	0.01	▲ 0.16	8.36
群馬	8.00	▲ 0.03	▲ 0.03	7.94	広島	8.45	0.04	▲ 0.06	8.44
埼玉	7.67	▲ 0.04	0.27	7.91	山口	8.69	▲ 0.13	▲ 0.20	8.37
千葉	7.79	▲ 0.11	0.23	7.92	徳島	9.17	▲ 0.07	▲ 0.48	8.61
東京	7.20	▲ 0.03	0.86	8.04	香川	8.80	▲ 0.04	▲ 0.25	8.51
神奈川	7.58	▲ 0.07	0.60	8.12	愛媛	8.50	0.12	▲ 0.48	8.14
新潟	8.39	▲ 0.09	▲ 0.37	7.92	高知	8.77	▲ 0.00	▲ 0.46	8.31
富山	8.03	▲ 0.13	0.17	8.08	福岡	8.82	0.07	▲ 0.31	8.58
石川	8.28	▲ 0.01	0.07	8.35	佐賀	9.44	0.02	▲ 0.77	8.68
福井	8.19	▲ 0.04	0.02	8.17	長崎	9.22	0.11	▲ 0.90	8.42
山梨	8.03	▲ 0.03	▲ 0.08	7.92	熊本	9.07	0.09	▲ 0.73	8.42
長野	7.80	▲ 0.06	▲ 0.07	7.68	大分	9.18	▲ 0.05	▲ 0.69	8.44
岐阜	8.16	▲ 0.04	▲ 0.02	8.10	宮崎	9.05	0.08	▲ 0.89	8.23
静岡	7.60	▲ 0.03	0.30	7.88	鹿児島	9.09	0.17	▲ 0.89	8.36
愛知	7.58	0.09	0.42	8.10	沖縄	9.63	0.51	▲ 1.97	8.15

(注)・全国健康保険協会において算出したものである。

・都道府県毎の医療給付費に係る保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.43%)、後期高齢者支援金等(3.25%)に係る保険料率(3.68%)、保健事業等に係る保険料率(0.12%)、準備金の取崩し分(約1,500億円)(▲0.20%)の合計の保険料率3.59%を全国一律で加算。

・所要保険料率は、四捨五入している。

・激変緩和措置が講じられるとともに、支部毎の保健事業等が保険料率に反映されることから、最終的な都道府県毎の保険料率については、上記と異なるものと考えられる。

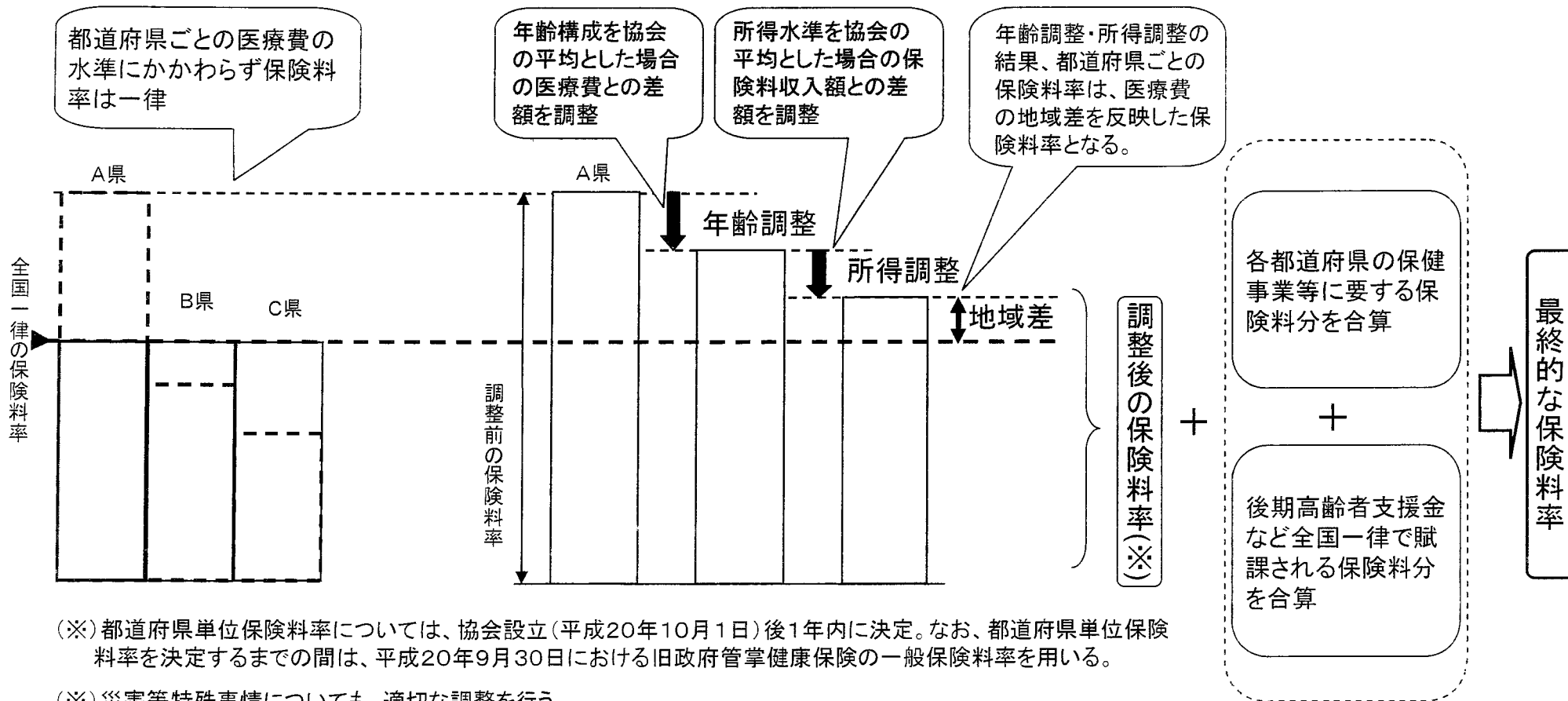
都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

※都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講ずる。

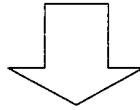
全国一本の保険料率(現行)

都道府県単位保険料率(改正後): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



都道府県単位保険料率の算定方法について

$$\boxed{\text{都道府県単位}} \quad \boxed{\text{保険料率}} = \frac{\boxed{\text{支部療養の給付等}} + \boxed{\text{年齢調整額}^{①}} + \boxed{\text{所得調整額}^{②}}}{\boxed{\text{支部総報酬}}} + \boxed{\text{後期高齢者支援金}} + \boxed{\text{支部の保健事業等に要する}} \\
 \text{など全国一律に賦課される保険料率} \quad \text{保険料率}$$



※激変緩和措置を講ずる。また、災害等特殊事情について適切な調整を行う。

$$① \text{ 年齢調整額} = \left[\begin{array}{l} \text{全国平均の年齢階級別の加入者1人当} \\ \text{たりの給付費に、支部の加入者の年齢構成が} \\ \text{全国平均とした場合の年齢階級別の加入者} \\ \text{数を乗じた額。} \\ \text{(=全国平均の加入者1人当たり給付費} \\ \text{に、支部の加入者数を乗じた額)。} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{全国平均の年齢階級別の加入者1人当たり} \\ \text{給付費に、支部の年齢階級別の加入者数} \\ \text{を乗じた額。} \end{array} \right]$$

※年齢構成の高い支部：年齢調整額が負の値 → 保険料率が下がる

$$② \text{ 所得調整額} = \left[\begin{array}{l} \text{全国の給付費の総計を支部毎の総報酬額で} \\ \text{按分した額。} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{全国平均の加入者1人当たり給付費に、支部} \\ \text{の加入者数を乗じた額。} \end{array} \right]$$

※総報酬額の高い支部：所得調整額は正の値 → 保険料率が上がる

(注) 支部療養給付等から国庫補助分を控除して算定。

●年齢調整・所得調整の仕組み（例）

○全国計の医療給付費

$$\begin{array}{c} \left(\begin{array}{c} 2 \\ 3 \\ 2 \end{array} \right) \\ \text{年齢階級} \\ \text{(3階級)} \end{array} \times \begin{array}{c} \left(\begin{array}{c} 1,000 \text{人} \\ 1,000 \text{人} \\ 1,000 \text{人} \end{array} \right) \\ \text{年齢階級別加入者} \\ \text{数 (全国)} \end{array} = \frac{2,400,000}{3,000 \text{人}} \text{ かつ } \left(\begin{array}{c} \text{一人当たり総報酬額 } 800 \\ \text{全国計の総報酬額 } \\ (800 \times 3,000 \text{人} = 2,400,000) \end{array} \right) \text{ と仮定}$$

年齢階級別一人当たり給付費（全国平均）

○X県支部の医療給付費

$$\begin{array}{c} \left(\begin{array}{c} 120 \\ 50 \\ 30 \end{array} \right) \\ \text{年齢階級別一人当たり} \\ \text{給付費 (支部)} \end{array} \times \begin{array}{c} \left(\begin{array}{c} 120 \text{人} \\ 100 \text{人} \\ 80 \text{人} \end{array} \right) \\ \text{年齢階級別} \\ \text{加入者数 (支部)} \end{array} = \left(\begin{array}{c} \text{一人当たり総報酬額 } 750 \\ \text{A県支部の総報酬額 } 225,000 \\ (750 \times 300 \text{人} = 225,000) \end{array} \right) \text{ と仮定}$$

年齢調整額

$$\begin{array}{c} \left(\begin{array}{c} 18 \\ 18 \\ 18 \end{array} \right) \\ \text{給付費} \\ \text{平均給付費} = 18,000 \end{array} \times \begin{array}{c} \left(\begin{array}{c} 100 \text{人} \\ 100 \text{人} \\ 100 \text{人} \end{array} \right) \\ \text{加入者数} \end{array} - \begin{array}{c} \left(\begin{array}{c} 19 \\ 19 \\ 19 \end{array} \right) \\ \text{給付費} \\ \text{標準給付費} = 19,400 \end{array} \times \begin{array}{c} \left(\begin{array}{c} 120 \text{人} \\ 100 \text{人} \\ 80 \text{人} \end{array} \right) \\ \text{加入者数} \end{array} = \Delta 1,400 \text{ 年齢調整額}$$

所得調整額

$$\begin{array}{c} \text{所得でみた支部の本来の負担能力} \\ \frac{225,000}{300 \text{人}} \\ \text{全国計給付費を総報酬按分した額} \\ \text{(支部総報酬按分給付費)} = 16,875 \end{array} - \begin{array}{c} \text{所得が平均的であるとした場} \\ \text{合の支部の負担する給付額} \\ \left(\begin{array}{c} 18 \\ 18 \\ 18 \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} 100 \\ 100 \\ 100 \end{array} \right) \\ \text{平均給付費} = 18,000 \end{array} = \Delta 1,125 \text{ 所得調整額}$$

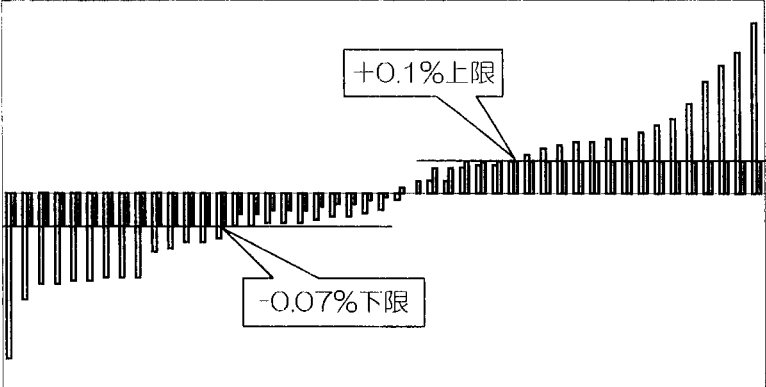
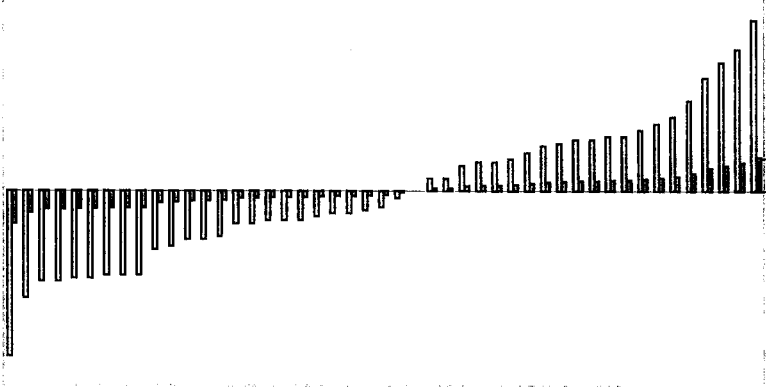
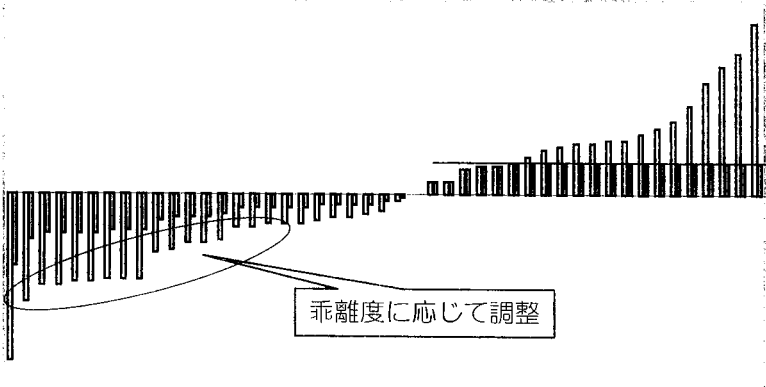
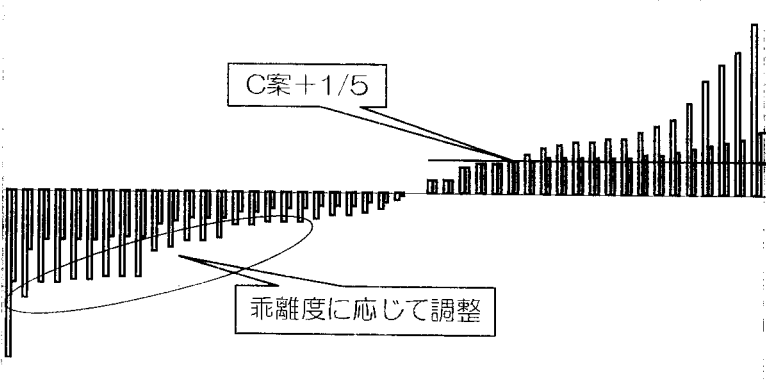
4. 考えられる激変緩和の内容(複数案)について

① 前提(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 31 条の内容)

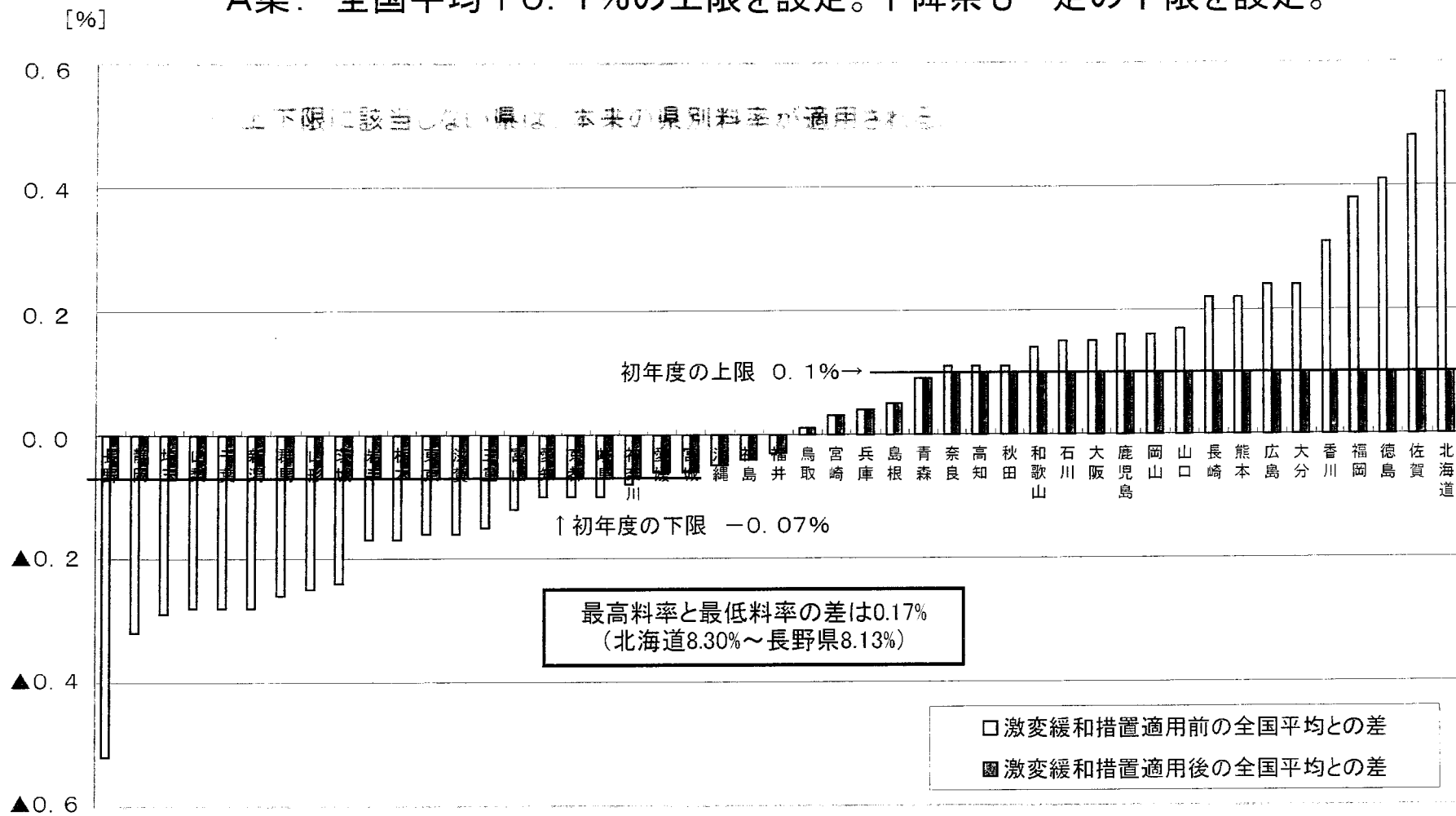
法律に基づき算定した都道府県別料率のうち現行料率(8.2%)との差が政令で定める基準を上回るものがある場合、協会は発足後 5 年間(～平成 25 年 9 月)に限り、政令で定めるところにより、都道府県別料率の調整を行い、当該算定した都道府県別料率と異なる料率を定める。

②初年度の激変緩和措置案の比較表

協会の財政収支を均衡させるためには、保険料率上昇県の激変緩和分と保険料率下降県の激変緩和分の総額が均衡する必要がある。

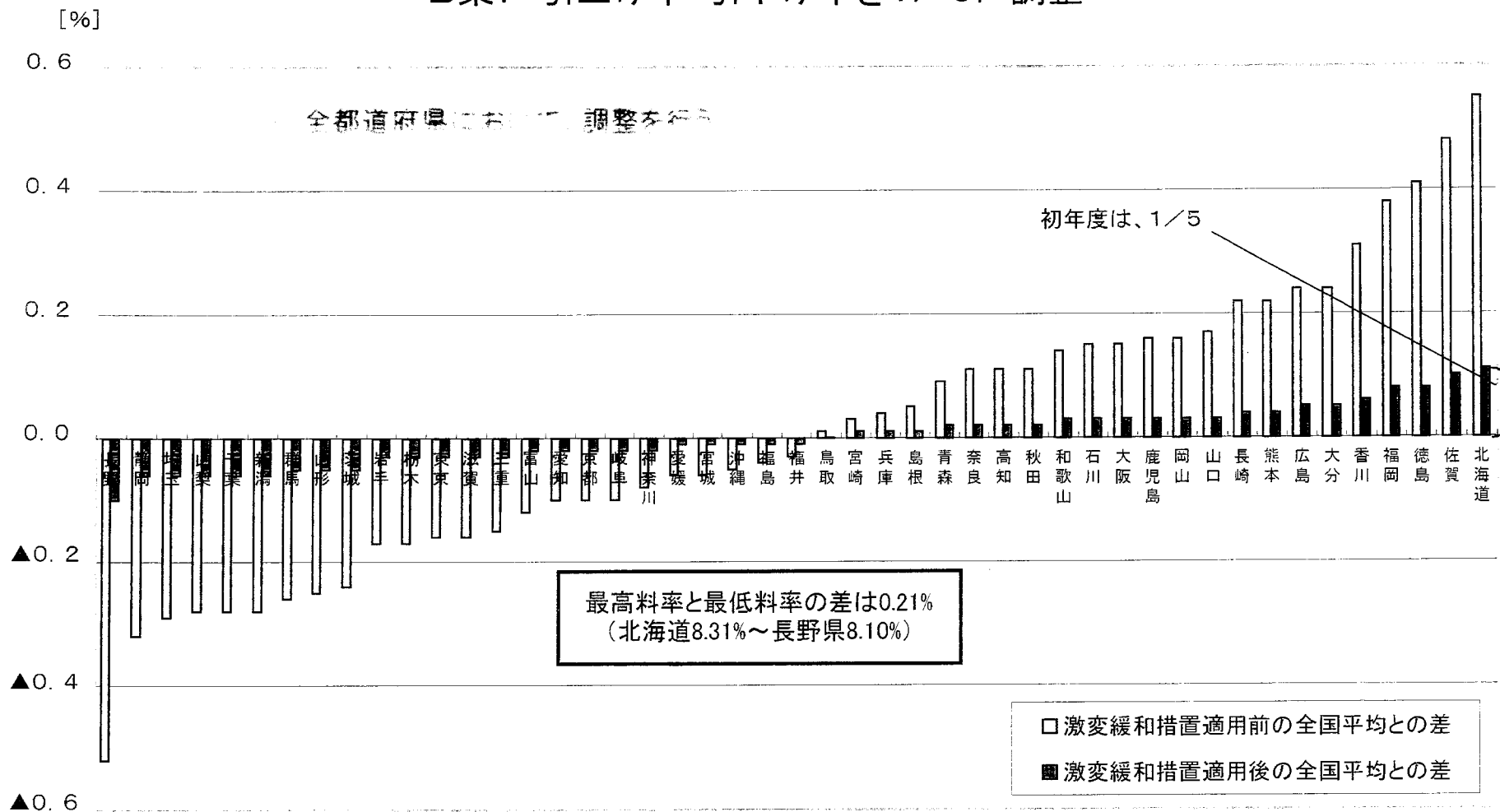
	内容	イメージ図	
A	全国平均＋0.1%の上限を設定。下降県も一定の下限を設定。		+0.1%
B	引上げ率・引下げ率を1/5に調整。		乖離幅の1/5
C	料率上昇県は＋0.1%上限。下降県は乖離度に応じて引下げ。		+0.1%
D	C案を基本に、料率上昇県にも料率の変化を付ける。		残りの部分の1/5 +0.1%

A案： 全国平均+0.1%の上限を設定。下降県も一定の下限を設定。



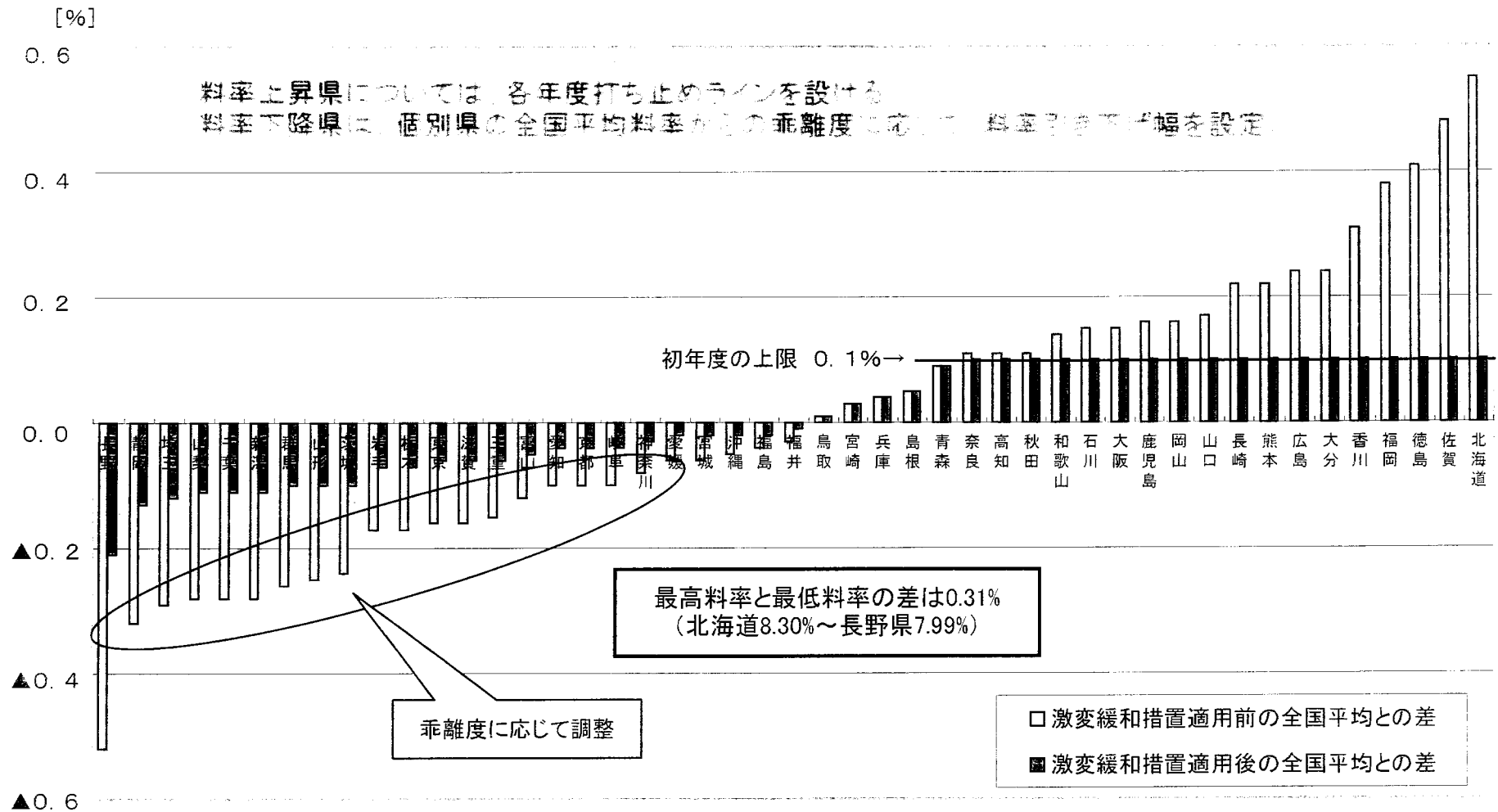
A 案	激変緩和措置適用前の 保険料率(%)	激変緩和措置適用後の 初年度の保険料率(%)
全国計	8.20	
1 北海道	8.75	8.30
2 青森	8.29	8.29
3 岩手	8.03	8.13
4 宮城	8.14	8.14
5 秋田	8.31	8.30
6 山形	7.95	8.13
7 福島	8.16	8.16
8 茨城	7.96	8.13
9 栃木	8.03	8.13
10 群馬	7.94	8.13
11 埼玉	7.91	8.13
12 千葉	7.92	8.13
13 東京都	8.04	8.13
14 神奈川県	8.12	8.13
15 新潟	7.92	8.13
16 富山	8.08	8.13
17 石川	8.35	8.30
18 福井	8.17	8.17
19 山梨	7.92	8.13
20 長野	7.68	8.13
21 岐阜	8.10	8.13
22 静岡	7.88	8.13
23 愛知	8.10	8.13
24 三重	8.05	8.13
25 滋賀	8.04	8.13
26 京都	8.10	8.13
27 大阪	8.35	8.30
28 兵庫	8.24	8.24
29 奈良	8.31	8.30
30 和歌山	8.34	8.30
31 鳥取	8.21	8.21
32 島根	8.25	8.25
33 岡山	8.36	8.30
34 広島	8.44	8.30
35 山口	8.37	8.30
36 徳島	8.61	8.30
37 香川	8.51	8.30
38 愛媛	8.14	8.14
39 高知	8.31	8.30
40 福岡	8.58	8.30
41 佐賀	8.68	8.30
42 長崎	8.42	8.30
43 熊本	8.42	8.30
44 大分	8.44	8.30
45 宮崎	8.23	8.23
46 鹿児島	8.36	8.30
47 沖縄	8.15	8.15

B案： 引上げ率・引下げ率を1/5に調整



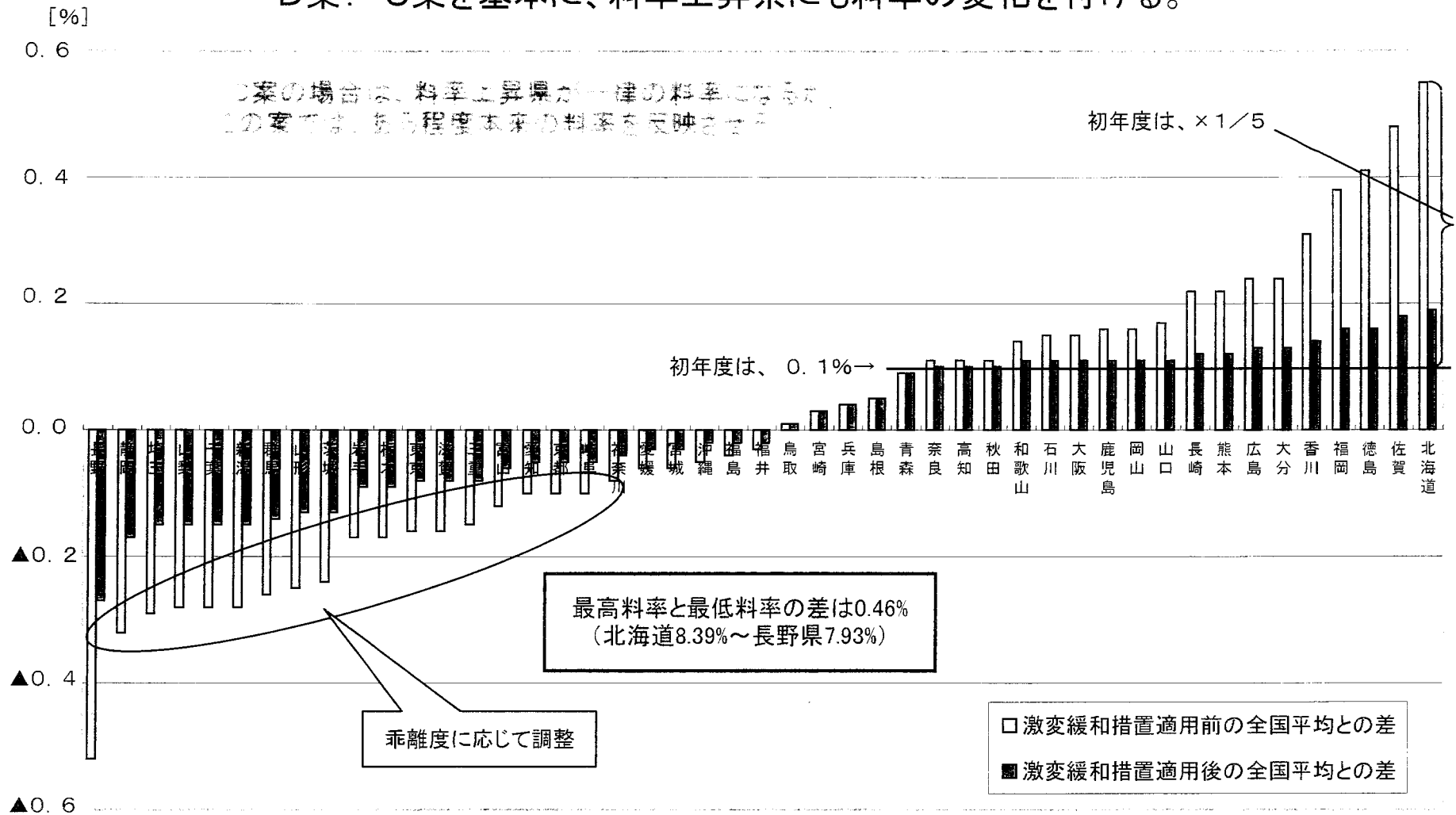
案	激変緩和措置適用前の 保険料率(%)	激変緩和措置適用後の 初年度の保険料率(%)
全国計	8.20	
1 北海道	8.75	8.31
2 青森	8.29	8.22
3 岩手	8.03	8.17
4 宮城	8.14	8.19
5 秋田	8.31	8.22
6 山形	7.95	8.15
7 福島	8.16	8.19
8 茨城	7.96	8.15
9 栃木	8.03	8.17
10 群馬	7.94	8.15
11 埼玉	7.91	8.14
12 千葉	7.92	8.14
13 東京	8.04	8.17
14 神奈川	8.12	8.18
15 新潟	7.92	8.14
16 富山	8.08	8.18
17 石川	8.35	8.23
18 福井	8.17	8.19
19 山梨	7.92	8.14
20 長野	7.68	8.10
21 岐阜	8.10	8.18
22 静岡	7.88	8.14
23 愛知	8.10	8.18
24 三重	8.05	8.17
25 滋賀	8.04	8.17
26 京都	8.10	8.18
27 大阪	8.35	8.23
28 兵庫	8.24	8.21
29 奈良	8.31	8.22
30 和歌山	8.34	8.23
31 鳥取	8.21	8.20
32 島根	8.25	8.21
33 岡山	8.36	8.23
34 広島	8.44	8.25
35 山口	8.37	8.23
36 徳島	8.61	8.28
37 香川	8.51	8.26
38 愛媛	8.14	8.19
39 高知	8.31	8.22
40 福岡	8.58	8.28
41 佐賀	8.68	8.30
42 長崎	8.42	8.24
43 熊本	8.42	8.24
44 大分	8.44	8.25
45 宮崎	8.23	8.21
46 鹿児島	8.36	8.23
47 沖縄	8.15	8.19

C案：料率上昇県は+0.1%上限。下降県は乖離度に応じて引下げ。



C 案	激変緩和措置適用前の 保険料率(%)	激変緩和措置適用後の 初年度の保険料率(%)
全国計	8.20	
1 北海道	8.75	8.30
2 青森	8.29	8.29
3 岩手	8.03	8.13
4 宮城	8.14	8.18
5 秋田	8.31	8.30
6 山形	7.95	8.10
7 福島	8.16	8.18
8 茨城	7.96	8.10
9 栃木	8.03	8.13
10 群馬	7.94	8.10
11 埼玉	7.91	8.08
12 千葉	7.92	8.09
13 東京	8.04	8.14
14 神奈川	8.12	8.17
15 新潟	7.92	8.09
16 富山	8.08	8.15
17 石川	8.35	8.30
18 福井	8.17	8.19
19 山梨	7.92	8.09
20 長野	7.68	7.99
21 岐阜	8.10	8.16
22 静岡	7.88	8.07
23 愛知	8.10	8.16
24 三重	8.05	8.14
25 滋賀	8.04	8.14
26 京都	8.10	8.16
27 大阪	8.35	8.30
28 兵庫	8.24	8.24
29 奈良	8.31	8.30
30 和歌山	8.34	8.30
31 鳥取	8.21	8.21
32 島根	8.25	8.25
33 岡山	8.36	8.30
34 広島	8.44	8.30
35 山口	8.37	8.30
36 徳島	8.61	8.30
37 香川	8.51	8.30
38 愛媛	8.14	8.18
39 高知	8.31	8.30
40 福岡	8.58	8.30
41 佐賀	8.68	8.30
42 長崎	8.42	8.30
43 熊本	8.42	8.30
44 大分	8.44	8.30
45 宮崎	8.23	8.23
46 鹿児島	8.36	8.30
47 沖縄	8.15	8.18

D案： C案を基本に、料率上昇県にも料率の変化を付ける。



D 案	激変緩和措置適用前の 保険料率(%)	激変緩和措置適用後の 初年度の保険料率(%)
全国計	8.20	
1 北海道	8.75	8.39
2 青森	8.29	8.29
3 岩手	8.03	8.11
4 宮城	8.14	8.17
5 秋田	8.31	8.30
6 山形	7.95	8.07
7 福島	8.16	8.18
8 茨城	7.96	8.07
9 栃木	8.03	8.11
10 群馬	7.94	8.06
11 埼玉	7.91	8.05
12 千葉	7.92	8.05
13 東京	8.04	8.12
14 神奈川	8.12	8.16
15 新潟	7.92	8.05
16 富山	8.08	8.14
17 石川	8.35	8.31
18 福井	8.17	8.18
19 山梨	7.92	8.05
20 長野	7.68	7.93
21 岐阜	8.10	8.15
22 静岡	7.88	8.03
23 愛知	8.10	8.15
24 三重	8.05	8.12
25 滋賀	8.04	8.12
26 京都	8.10	8.15
27 大阪	8.35	8.31
28 兵庫	8.24	8.24
29 奈良	8.31	8.30
30 和歌山	8.34	8.31
31 鳥取	8.21	8.21
32 島根	8.25	8.25
33 岡山	8.36	8.31
34 広島	8.44	8.33
35 山口	8.37	8.31
36 徳島	8.61	8.36
37 香川	8.51	8.34
38 愛媛	8.14	8.17
39 高知	8.31	8.30
40 福岡	8.58	8.36
41 佐賀	8.68	8.38
42 長崎	8.42	8.32
43 熊本	8.42	8.32
44 大分	8.44	8.33
45 宮崎	8.23	8.23
46 鹿児島	8.36	8.31
47 沖縄	8.15	8.18

5. 都道府県単位保険料率への移行時期について

① 健保法改正法附則第29条の規定により、平成21年9月までに都道府県単位保険料率（激変緩和後の料率）へ移行することとされている。

健保法改正法附則第29条

協会は、成立後1年以内に、（中略）都道府県別保険料率（中略）を決定しなければならない。

② 十分な周知期間や準備期間、実務面（※）を考えると、平成21年9月を移行時期とすることが有力な選択肢と考えられるのではないか。

（※） 給与計算や加入者に対する標準報酬の通知（毎年9月に標準報酬や厚生年金の保険料率が変更）